

都市公園移動等円滑化整備ガイドライン案に関するパブリックコメントへの  
主なご意見及び国土交通省の見解・対応等について

頁 〔最終版〕	箇所	ご意見	対応案
P12	主要な公園施設	「健康増進施設として、排煙設備の伴う喫煙ブース、空気清浄設備の伴う清浄空気ブース、ストレッチ体操などできる健康遊具設備、避雷針のある雷時避難ブースなど」も追記すべき。	主要な公園施設は、都市公園施行令第5条における公園施設のうちから設定されるため、施設の追記は行いません。
P14	一時使用目的の特定公園施設	「このため、災害時の緊急対応が求められる状況下では、移動等円滑化を図ることが困難な場合があることから、都市公園移動等円滑化基準適合義務等の適用除外とすることができることとしたものである。」とあるが、「できる限り、災害時に即した移動等円滑化を図ることが必要である。」旨を記述すべき。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。 「災害時の緊急対応が求められる状況下では、移動等円滑化を図ることが困難な場合があることから、都市公園移動等円滑化基準適合義務等の適用除外とすることができることとしたものであるが、できる限り障害者、高齢者に配慮して設置することが望ましい。」
P16	園路及び広場出入口の基準 ①有効幅	実際問題としてこれだけの間隔を開けるとバイクの進入がある。最近特に夜はバイクを公園等に乗り入れてしまう人間が多いのでこの点を再考願いたい。 「半円形の車止めや回転しながら進入する車止めについては、車いす使用者等が円滑に通過できる有効幅を確保するよう配慮して設置する。」とあるが、「半円形の車止めや回転しながら進入する車止めについては、これを設けない。」と変更すべき。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します ○公園利用者の安全確保ため、半円形の車止めや回転しながら進入する車止めを設置する場合は、車いす使用者等の通行に支障がない構造とする。
	園路及び広場出入口の基準 ②水平面	横断側溝の上蓋等は、可能な限り園路及び広場に設置が生じないように配慮すること。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。 ②水平面 ○横断側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。
P18	園路及び広場等通路の基準 ①有効幅	「50m以内ごとに車いすが転回できる場所があれば、通路有効幅を120cm以上とすることができる」について、たとえば50mごとの転回場所の中間、25mのところ幅120cmの通路が直角に曲がっていて、見通しが悪いとする。そこで両側から車いすが来て鉢合わせをした場合、どちらかが25mをバックで引きさがらなければならない。これは相当困難なことであり、長く曲がった通路では植栽の高さを抑えて見通しをよくするなどの配慮を書きこむべき。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。 ○有効幅を180cm以上確保できない場合であっても通路の末端の付近及び当該通路の50m以内ごとに、車いすが転回できる場所を確保する場合は、有効幅を120cm以上とすることができる。ただし、車いす使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車いすが転回できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。
		「車いす使用者が転回及びすれ違いができる寸法として150cm×150cm」について、P4では車いす同士がすれ違える寸法を180cmとしており、矛盾している。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。 ○車いす使用者が回転及びすれ違いができる寸法として180cm×180cm以上の広さを確保する。
	園路及び広場等通路の基準 ②段	園路、出入口等の「段」について、僅かな段でも認めないという表現を改め、「やむを得ない段差は2cm程度」等明記した方がよい。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。 ○車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。 ◇水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。
P19	園路及び広場等通路の基準 ③勾配	特別の理由がある場合には8%を容認しているが、これはあくまでも特例であり、短い距離に限るといった厳格な制限を加えておくべき。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。 ○地形の状況等の問題により、5%以下でのすりつけが困難な場合等があることから、特別の理由がある短い区間に限り、8%以下とすることができる。
	園路及び広場等通路の基準 ⑤空中突出物	『通路の基準』のガイドラインにおける⑤空中突出物については、後ろの『標識』の項目にあるように高さ2m以上に統一した方がよい。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。 ○原則として路面から200cmまでの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ110cm以上のさくの設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。
P20	園路及び広場等通路の基準	通路の有効幅員としては縁石の内側を取るべき。	ガイドラインの図を修正します。

頁 〔最終版〕	箇所	ご意見	対応案
P20	園路及び広場 階段の基準	「必要に応じ、夜間でも階段だと認知できる十分な照度を確保すること」を追加すべき。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。  ④表面等 ○照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。  ※通路、傾斜路についても同様に記述を変更する。 (2)通路の基準 ④表面等 ○照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。  (5)傾斜路の基準 ③表面等 ○照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。
	園路及び広場 階段の基準 ①手すり	手すりは2段式が望ましいとしているが、旅客施設等では2段式に限ることで設計の自由度が拘束されることを避けるために、2段式は「例えば」という条件をつけてあくまでも例示の一つとしている。ほかの規準との整合性ということもあり、このような記述をすべき。(P26にも同様の表現がある)	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。  ○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置する。 ○1段の手すりとする場合、高さを75～85cm程度とする。 ○2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段で65cm程度とする。
		手すりの端部(袖)は、通行者に引っかける場合が多く危険。	以下のとおり、ガイドラインに記述を変更します。  ○手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。
P21	園路及び広場 階段の基準	また上記に合わせて、P22やP26に図示されている2段手すりについても、あくまでも一例という注釈をつけるべき。	ガイドラインの図に「2段手すりの階段の例」を追加します。
	園路及び広場 階段の基準 ②点字	階段の点字で、文字も併記することが望ましいと記載があるが、具体的にどのような文字を手すりに書けばよいのか事例を図示していただきたい。	以下のとおり、ガイドラインに反映する。点字の表示方法のJIS規格を明記するとともに、図を追加します。  ○手すりには行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJIST0921規格にあわせてものとし、点字内容を文字で併記する。 ○点字は、はがれにくいものとする。
P22	園路及び広場 階段における傾斜路 等の併設基準	傾斜路の代替としてエレベーターと車いす対応エスカレーターが挙げられている。これは移動円滑化基準に述べられていることではあるが、車いす対応エスカレーターについては原因が究明されていない転落事故が起こっており、利用者側からの反発も強く、少なくとも<参考>からは削除すべきである。	ガイドラインの<参考>からエスカレーターの基準を削除します。
P24	園路及び広場 傾斜路の基準 ①有効幅	傾斜路の有効幅を90cmとしているが、屋外のスロープで90cmの幅は狭すぎて危険である。公園は比較的広さの制約が緩いので、もう少し広めの幅を求めてもよいのではないかと。	傾斜路の望ましい幅について明示するため、以下のとおり、ガイドラインを変更します。  ○傾斜路の有効幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう、120cm以上とする。 ◇車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、幅180cm以上とすることが望ましい。 ◇傾斜路を階段と併設する場合は、傾斜路の有効幅を90cm以上とすることができるが、120cm以上確保することが望ましい。
P25	園路及び広場 傾斜路の基準 ⑥立ち上がり部	『傾斜路の基準』の⑥立ち上がり部の「階段」は「傾斜路」に直した方がよい。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。  ⑥立ち上がり部 ○傾斜路の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないため、この限りでない。
P27	園路及び広場 特定公園施設等への 接続義務	『特定公園施設等への接続の義務』のガイドラインの1項目目の表現は、「各特定公園施設へと接続する移動等円滑化園路を1以上設けること」という表現にした方がよいのではないかと。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。  ○移動等円滑化基準に適合する特定公園施設(園路及び広場を除く)が設置されている場合、移動等円滑化園路は、これらの施設のうち、それぞれ1以上と接続させる。

頁 〔最終版〕	箇所	ご意見	対応案
	園路及び広場 特定公園施設等への 接続義務	「○移動等円滑化園路は、都市公園内の主要な公園施設に接続させる。」を「多機能トイレや手洗い場・水飲み場」等は、面積に応じた経路数の移動等円滑化園路に接続させる。」とすべき。	都市公園は多種多様な種類、形態、施設があり、全国一律で面積に応じた経路や施設の設置数を定めることは難しいため、記載はしていません。
P28	屋根付広場 広さの基準	P29の『屋根付広場』の「広さの基準」において、150cm×150cm以上確保するという条件はつけなくて良いのではないか。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。  ○広場は、車いす使用者等が円滑に利用できるよう、平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装とする。 ○屋根付広場には、車いす使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保する。
P29	屋根付広場	P30の事例の図において、「○車いす使用者等の円滑な利用に適した広」を「○車いす使用者等の円滑な利用に適した広場」とした方がよい。	以下のとおり、ガイドラインの記述を修正します。  ○車いす使用者等の円滑な利用に適した広さ
P30	休憩所・管理事務所	「整備にあたっての考え方」に「四阿や建築物など様々な形態があるが・・・」と記載があるが、「四阿など様々な形態があるが・・・」という表現にした方がよい。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。  休憩所については、四阿などがあるが、形態、構造等に関わらず、公園施設の休憩所として位置づけるものは特定公園施設に該当する。 例えば、藤棚(パーゴラ)は公園施設の種類としては修景施設に位置づけられているが、藤棚内にベンチ、野外卓等を設置し、日陰スペースの確保を目的とした休憩所として設置する場合は、屋根の有無に関わらず、特定公園施設として移動等円滑化基準に適合させる必要がある。
	休憩所・管理事務所 カウンターの基準	「ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。」は、削除すべき。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。  ◇カウンターを設ける場合は、常時職員が対応できる場合でも、車いす使用者等の円滑な利用に適した構造とすることが望ましい。
P32	休憩所・管理事務所 広さの基準	150cm×150cmの水平面を取るよう求めているが、「どこに」が明記されていない。「床面に」を加筆すべき。	説明図中に、150cm×150cmの水平面を取る箇所を示しています。
	休憩所・管理事務所 便所	便所の基準の解説は、『野外劇場・野外音楽堂』の便所の基準の解説と統一した方がよい。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。  ○休憩所、管理事務所内に便所を設ける場合は、そのうち1以上は、都市公園移動等円滑化基準に適合した多機能便房を設ける。  ※野外劇場・野外音楽堂の記述も統一します。
P34	野外劇場・野外音楽堂 通路の基準 ①有効幅	通路幅について、一部区間については80cm以上を認めているが、これも屋外空間としては狭い幅であり、せめて90cm以上とすべき。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。  ○通路の有効幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上とする。 ◇地形の状況などで120cm以上とできない部分がある場合、通路の末端付近などの広さを車いすの転回に支障がないものとした上で、80cm以上とすることができるが、90cm以上とすることが望ましい。
P35	野外劇場・野外音楽堂 車いす使用者用観 覧スペースの設置数	「◇車いす使用者用観覧スペースが3台以上となる場合は、様々な場所に分散させ、利用者が選択できるように配置することが望ましい。」とあるが、この車いす使用者には、失礼な気がするので削除すべき。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。  ◇車いす使用者用観覧スペースは、車いす使用者が観覧する場所を選択できるよう、複数の箇所に設置することが望ましい。
P36	野外劇場・野外音楽堂	P37 <sup>*</sup> の図の中の、「○通路は、車いすの回転できる広さを確保」とある部分に、車いすの回転できる広さは150cm×150cmと明記した方がよい。 ※平成19年4月現在のガイドライン(案)	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。 ○通路は、車いすの回転できる広さ150cm×150cmを確保
P37	駐車場 車いす使用者用駐 車施設の設置数	「車いす使用者用駐車施設」の定義を「整備にあたっての考え方」に加えた方がよい。	以下のとおり、ガイドラインに記述を変更します。  「都市公園の駐車場のうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用できる「車いす使用者用駐車施設」を設ける必要がある。」

頁 〔最終版〕	箇所	ご意見	対応案
P42	便所 多機能便房を設置した便所の基準 ①出入口	P43①出入口の3項目目の表現を「便所の出入口には、車いす使用者等が利用できる施設であることを示すシンボルマークを分かりやすく表示する」とした方がよい。	以下の通り、ガイドラインの記載を変更する。 ○便所の出入口付近には、障害者、オストメイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した便所である旨を分かりやすく表示する。 ※多機能便房の基準 ②標識の項目においても、以下の記載を追加する。 ○多機能便房の出入口には、障害者、オストメイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した便所である旨を表示する。 ※車いす使用者のみを対象とする便所ではないことから、他の施設のガイドラインを参考として、「車いす使用者等便所・便房」を「多機能便所・便房」に変更しております。
P44	便所 多機能便房の基準 ③腰掛便座及び手すり	「◇腰掛式の高さは車いすと同じ高さ（45cm）が望ましい。」とあるが、「○便座の高さは40～45cmとする。」に変更した方がよい。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。 ○便座の高さは40～45cmとする。
P44	便所 多機能便房の基準 ④水洗器具等	水洗器具の利用者について、「オストメイト等」と明記せずに、条文のままの表現の方がよい。	以下のとおり、ガイドラインの記述を変更します。 ○高齢者、障害者、オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置する。 ○車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床60cm以上の高さを確保し、洗面器上面の標準の高さを80cm以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。 ○蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。 ○便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設ける。 ○視覚障害者や上肢体の不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S 0026規格にあわせたものとする。
P45	便所 多機能便房の基準	P45の⑤以降の（車いす使用者等用便房のある便所の基準）の標記の意図が不明。	（簡易型多機能便房の基準）以下の記載位置を見直し、（ ）書きを削除します。
P46	便所 簡易型多機能便房	簡易型多機能便房の構造では、便房だけであり小便器は設置されていない。 小便器をつけるべきものなのか、小便器を便房で兼ねるのかなど、高齢者・障害者等が利用する便所の最低限必要な施設の解釈を記載する方がよい。	小便器は「設ける場合」の基準であり設置義務はありません。一般トイレにおいて、多機能トイレを設置した上で簡易型多機能便房の設置を推奨するものであるため、整備の考え方に以下の記述を追加します。 「1つの便所において複数の多機能便房を設置することは困難であるという問題がある。そのような課題に対応するため、一般の便所においても、多機能便房を設置した上で、簡易型多機能便房を設置し、利用の工夫を図ることが望ましい。」
P50	標識 国際シンボルマーク	P51の国際シンボルマークについて、カラーで出したときに、できればマークもカラーで掲載した方がよい。	ガイドラインの図に反映し、青色表示とします。